

監査委員公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
 岩手県監査委員 佐々木 茂 光
 岩手県監査委員 五 味 克 仁
 岩手県監査委員 中 野 玲 子

監査委員公印規程の一部を改正する訓令

監査委員公印規程（平成7年岩手県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																			
<p style="text-align: center;">(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとし、当該公印を管守する機関は、監査第一課総括課長とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">印刻文字</th> <th style="text-align: center;">印 材</th> <th style="text-align: center;">大きさ（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県監査委員</td> <td style="text-align: center;">つげ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県代表監査委員</td> <td style="text-align: center;">つげ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県代表監査委員職務代理者</td> <td style="text-align: center;">つげ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県監査委員事務局長</td> <td style="text-align: center;">つげ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県監査委員事務局監査第一課総括課長</td> <td style="text-align: center;">つげ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県監査委員事務局監査第二課総括課長</td> <td style="text-align: center;">つげ</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(公印取扱者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 公印取扱者は、監査第一課総括課長の指揮監督を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(公印の使用)</p> <p>第5条 公印を<u>使用しようとするときは、押印しようとする行政文書（以下「行政文書」という。）及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を提示し、</u>公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p>	印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）	岩手県監査委員	つげ	[略]	岩手県代表監査委員	つげ	[略]	岩手県代表監査委員職務代理者	つげ	[略]	岩手県監査委員事務局長	つげ	[略]	岩手県監査委員事務局監査第一課総括課長	つげ	[略]	岩手県監査委員事務局監査第二課総括課長	つげ	[略]	<p style="text-align: center;">(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとし、当該公印を管守する機関は、監査第一課総括課長とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">印刻文字</th> <th style="text-align: center;">大きさ（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県監査委員</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県代表監査委員</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県代表監査委員職務代理者</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県監査委員事務局長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県監査委員事務局監査第一課総括課長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県監査委員事務局監査第二課総括課長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(公印取扱者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 公印取扱者は、監査第一課総括課長の指揮監督を受け、公印の保管及び使用<u>並びに第10条第1項に規定する電子公印の付与に関する事務を</u>処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(公印の使用)</p> <p>第5条 <u>行政文書（電子文書（行政文書管理規程（令和4年岩手県訓令第14号）第2条第8号に規定する電子文書をいう。第10条第1項及び第2項において同じ。）を除く。）に</u>公印を<u>押印しようとするときは、当該行政文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を示し、</u>公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による請求は、電子決裁・文書管理システム（行政文書管理規程第2条第11号に規定する電子決裁・文書管理システムをいう。）により行わなければならない。ただし</u></p>	印刻文字	大きさ（ミリメートル）	岩手県監査委員	[略]	岩手県代表監査委員	[略]	岩手県代表監査委員職務代理者	[略]	岩手県監査委員事務局長	[略]	岩手県監査委員事務局監査第一課総括課長	[略]	岩手県監査委員事務局監査第二課総括課長	[略]
印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）																																		
岩手県監査委員	つげ	[略]																																		
岩手県代表監査委員	つげ	[略]																																		
岩手県代表監査委員職務代理者	つげ	[略]																																		
岩手県監査委員事務局長	つげ	[略]																																		
岩手県監査委員事務局監査第一課総括課長	つげ	[略]																																		
岩手県監査委員事務局監査第二課総括課長	つげ	[略]																																		
印刻文字	大きさ（ミリメートル）																																			
岩手県監査委員	[略]																																			
岩手県代表監査委員	[略]																																			
岩手県代表監査委員職務代理者	[略]																																			
岩手県監査委員事務局長	[略]																																			
岩手県監査委員事務局監査第一課総括課長	[略]																																			
岩手県監査委員事務局監査第二課総括課長	[略]																																			

<p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第6条 公印の印影を印刷しようとするときは、監査第一課総括課長の承認を受けなければならない。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第9条 [略]</p>	<p><u>、監査委員行政文書管理規程（令和4年岩手県監査委員訓令第3号）第3条の規定によりその例によることとされる行政文書管理規程第21条又は第22条の規定に基づき起案した場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 公印取扱者は、<u>第1項の規定による</u>請求があったときは、行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</p> <p>(印影の印刷)</p> <p>第6条 公印の印影<u>（第10条第1項に規定する電子公印を除く。）</u>を印刷しようとするときは、監査第一課総括課長の承認を受けなければならない。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>（電子公印）</u></p> <p>第10条 電子文書に電子公印（電子公印システム（電子計算機を使用して公印の印影の管理及び付与を行うためのシステムであつて、総務室法務・情報公開課長が管理するものをいう。第3項において同じ。）に登録した公印の印影をいう。以下同じ。）の付与を受けようとするときは、当該電子文書及び原議を示し、<u>公印取扱者に電子公印の付与を請求しなければならない。この場合においては、第5条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>2 公印取扱者は、前項の規定による請求があったときは、<u>電子文書と原議とを照合し、電子公印の付与を適当と認めるときは、当該電子文書に電子公印を付与するものとする。</u></p> <p>3 監査第一課総括課長は、<u>新たに公印の印影を電子公印システムに登録し、電子公印として使用しようとするときは、その旨を総務室法務・情報公開課長に通知しなければならない。電子公印に係る公印を改刻したとき、及び電子公印の使用をやめたときも、同様とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 監査委員行政文書管理規程（令和4年岩手県監査委員訓令第3号）附則第2項の規定による改正前の監査委員事務局規程（平成7年岩手県監査委員訓令第3号）第4条の規定により行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の例によることとされた行政文書への公印の使用については、この訓令による改正後の監査委員公印規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。